

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年2月22日	
【会社名】	エン・ジャパン株式会社	
【英訳名】	en-japan inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 孝二	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	
【電話番号】	03(3342)4506	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 玉井 伯樹	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	
【電話番号】	03(3342)4506	
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 玉井 伯樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	398,726,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	103,700株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成31年2月22日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	103,700株	398,726,500	
一般募集			
計(総発行株式)	103,700株	398,726,500	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が当社と平成31年2月22日付けで締結したアウルス株式会社(以下「アウルス社」といいます。)の株式(合計1,530株)の売買に係る株式譲渡等に関する契約(以下「本件株式譲渡契約」といいます。)に基づく当社に対する株式譲渡代金請求権です。割当予定先が当社に対して有する株式譲渡代金請求権の総額は金400,000,000円であるところ、本自己株式処分においては、そのうち金398,726,500円に相当する株式譲渡代金請求権が出資の目的となり、残額金1,273,500円については、当社は現金で割当予定先に支払う予定です。
当該譲渡代金債権請求権の価額の基礎となったアウルス社の株式の1株あたりの取得価格である261,438円は、アウルス社の直前事業年度(平成30年1月期)の経営成績及び財政状態の実績、今後の見込み、並びに実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、当社及びアウルス社の双方から独立した第三者評価機関である株式会社ファルコン・コンサルティングによるアウルス社の株式価値算定を参考に、割当予定先と個別に協議の上決定しており、妥当な金額と判断しております。
なお、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」といいます。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)であって、当該金銭債権について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価格を超えない場合には、検査役による調査は不要とされており(同条9項5号)。本件は当該要件を満たすため、検査役による調査は不要となります。
- 4 当社は、平成31年2月22日に、アウルス社の株主らと当社を株式交換完全親会社、アウルス社を株式交換完全子会社とする株式交換に関する覚書を締結しました。詳細は、第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] (3) 割当予定先の選定理由をご参照ください。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,845		100株	平成31年3月11日		平成31年3月11日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先との間で募集株式総数引受契約を締結し、払込期日に、現物出資の目的となる当社に対する譲渡代金請求権を割当予定先から譲り受ける予定です。
- 4 払込期日の2営業日前における当社株式の東京証券取引所における普通取引の終値が発行価格の50%に相当する価格未満になった場合には、割当予定先は、本件株式譲渡契約に基づき、本募集に係る募集株式を引き受けない可能性があります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
エン・ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	950,000	

- (注) 1 金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはありません。
- 2 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはなく手取金はないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

氏名	長澤 拓也
住所	東京都葛飾区
職業	アウルス株式会社 代表取締役 (所在地：東京都新宿区市谷長延寺町6 - 1 長岡ビル3F)

氏名	佐藤 励司
住所	東京都葛飾区
職業	アウルス株式会社 代表取締役

氏名	菊池 将史
住所	東京都渋谷区
職業	アウルス株式会社 取締役

氏名	藤井 幹人
住所	埼玉県越谷市
職業	アウルス株式会社 取締役

氏名	笠井 玲央
住所	東京都港区
職業	Sevenwoods Investment株式会社 代表取締役 (所在地：東京都港区六本木6 - 10 - 1 六本木ヒルズ森タワー)

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成31年2月22日現在におけるものです。
2 当社と割当予定先は、平成31年2月22日付けで、割当予定先が保有するアウルス社株式の当社への譲渡について、本件株式譲渡契約を締結しています。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、人材領域に加えて人材領域以外の新規ビジネスを創出することで、景気悪化時の業績への影響を最小限に抑えることを目的とし、事業ポートフォリオを拡充しております。今般、当社は、UI/UXグロース受託事業において強みを持ち、クオリティの高いサービスを提供することで順調に受注件数を拡大しているアウルス社を子会社化することにより、成長性のある有望なマーケットに進出し、新規事業の創出、企業価値の向上へ繋げることとし、平成31年2月22日開催の当社取締役会において、割当予定先から、アウルス社の発行済株式数の51.0%に相当する1,530株を譲り受けることを決議し、割当予定先と本件株式譲渡契約を締結しました。

これに際し、当社は、資本効率の向上を目的として保有しております自己株式を今後の成長が見込める事業分野への事業拡大のために活用することをかねてより希望していたことから、割当予定先と交渉し、その結果、割当予定先から同意が得られたため、割当予定先が取得する当社に対する株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資による自己株式の処分を行うことといたしました。

以上の理由から、当社は、割当予定先に、当社自己株式を交付することとしました。

加えて、当社は、平成31年2月22日に、アウルス社の株主らと株式交換に関する覚書を締結しました。同覚書に基づき、当社は、遅くとも平成33年6月末日(但し、アウルス社の決算書類の作成に遅延が生じた場合、又は株式交換に係る交換比率の決定のための協議が難航した場合には、平成33年8月末日)までの日を効力発生日とする、当社を株式交換完全親会社、アウルス社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施すること(以下「本件株式交換」といいます。)を予定しております。また、本件株式交換の交換比率の決定に際しては、アウルス社の株式の交換価値を、アウルス社の平成33年1月期におけるEBITDA実績の7倍を基準に算出することをアウルス社の株主らと合意しております。

UI/UXグロース受託事業...UI (User Interface)、UX (User Experience) を通じて得た製品やサービスについてのデータを分析し、企業に対してマーケティングの改善点や課題解決を含めたWebサービスやHP制作を提供する事業。

(4) 割り当てようとする株式の数

普通株式

長澤 拓也 35,600株

佐藤 励司 33,600株

菊池 将史 30,500株

藤井 幹人 2,000株

笠井 玲央 2,000株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先との間において、保有方針に関して特段の取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先より払込期日(平成31年3月11日)から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

本自己株式処分は、金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはないため、該当事項はありません。

現物出資の目的となる財産の価額につきましては、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の方法(注)3」に記載のとおり、妥当な金額と判断しております。

また、当社は、アウルス社に対するデューデリジェンスにおける平成31年1月31日時点の同社株主名簿の確認を通じて、割当予定先が、アウルス社株式を保有していることを確認しています。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先より反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けており、また当社においてもリスクモン
スター株式会社が提供するデータベースでの記事検索等を活用した信用調査の結果、当社は、割当予定先が反社会
的勢力等と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先について、反社会的勢力との関係が
ないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

処分価格につきましては、第三者割当による自己株式の処分に係る臨時取締役会決議の前営業日である平成31年
2月21日の東京証券取引所における当社株式の終値3,845円といたしました。

当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な
処分価格には該当しないものと判断しております。

上記処分価格は、直近1か月(平成31年1月22日～平成31年2月21日)における終値の平均値3,929円(1円未満は
切捨て)から乖離率2.1%(小数点以下第二位を四捨五入)のディスカウント、直近3か月(平成30年11月22日～平成31
年2月21日)における終値の平均値3,951円(1円未満は切捨て)から乖離率2.7%(小数点以下第二位を四捨五入)の
ディスカウント、直近6か月(平成30年8月22日～平成31年2月21日)における終値の平均値4,446円(1円未満は切
捨て)から乖離率13.5%(小数点以下第二位を四捨五入)のディスカウントとなっております。

なお、アウルス社の株式の価値については、「第1 募集要項」「2 株式募集の方法及び条件」「(1) 募集の
方法(注)3」に記載の1株当たりの取得価格を用いております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株数103,700株(議決権数1,037個)の発行済株式総数(平成30年9月30日現在、
49,716,000株)に占める割合は0.21%(小数点第三位を四捨五入)(平成30年9月30日現在の総議決権数478,928個
に対する割合は0.22%)であるため、株式の希薄化の程度および流通市場への影響は軽微であると考えておりま
す。

また、本自己株式処分は、アウルス社を子会社とするための株式取得において、割当予定先が取得する当社対
する株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資によるものであり、当社の企業価値向上に資するものであ
ることから、本件自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
越智通勝	東京都港区	4,383	9.15	4,383	9.13
有限会社エムオー総研	東京都港区白金台五丁目12番3号	3,160	6.60	3,160	6.58
一般財団法人エン人材教育財団	東京都新宿区舟町4番4号	3,060	6.39	3,060	6.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,394	5.00	2,394	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,255	4.71	2,255	4.70
有限会社えん企画	東京都新宿区舟町4番4号	2,184	4.56	2,184	4.55
越智明之	大阪府大阪市北区	1,475	3.08	1,475	3.07
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (常任代理人香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,090	2.28	1,090	2.27
SSBTC CLIENT OMNIB US ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,065	2.23	1,065	2.22
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L. P. (常任代理人香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	882	1.84	882	1.84
計		21,951	45.84	21,951	45.74

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を、平成30年9月30日現在の総議決権478,928個に本自己株式処分により増加する議決権数1,037個を加えた479,965個で除して算出しております。

3 上記表には、当社保有の自己株式を含めておりません。また、当社保有の自己株式4,215,859株(平成30年9月30日現在)は、本自己株式処分後は4,112,159株となります。

(なお、自己株式数には、平成30年9月30日現在において当社が導入している「株式給付信託(J-ESOP)」制度に伴う、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する2,399,000株を含めており、平成30年10月1日以降の単元未満の買取り分、自己株式の買増し分は含まれておりません。)

4 上記の割合は、少数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)平成31年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成31年2月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成31年2月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成31年2月22日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

エン・ジャパン株式会社 本店
(東京都新宿区西新宿六丁目5番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。